

団体交渉速報

- ・ 2023 年度末も大量雇止めと解雇が発生
- ・ 看護助手の不足問題、当局は分析を約束
- ・ 悲願の非正規職員のボーナス支給へ、第一歩

組合は 3 月 22 日に、東北大学との団体交渉を行った。本団体交渉は、2 月 19 日に組合側から申し入れたものである。

交渉事項

1. 有期雇用職員の無期化等について

今年度末において、5 年上限雇い止めが 61 名、10 年上限雇い止めが 11 名、限定正職員（目的限定職員）の解雇が 12 名生じます（いずれも未定を含む）。組合は、根本的な上限ルールの見直しを要求しました。

また、目的限定職員の解雇について当局は、整理解雇ではなく解雇回避努力の必要がないと強弁しましたが、組合は認識を改めるよう強く主張し、事務補佐員の無期化についてハードルを引き下げよう要望しました。

2. 医療職員の労働時間等について

着替えに要する時間として、2023 年 12 月から実施されている最初 5 分・最後 5 分の「みなし時間」について、着替え、移動および情報収集には到底足りず、拡充を求めました。しかし当局は、5 分とした根拠や現場の実態を説明できませんでした。

看護師の業務を支えている看護助手の不足問題について、労働環境や待遇に問題があることを組合が指摘したところ、当局は分析することを約束しました。

3. 非正規職員のボーナス支給について

組合が従来から要求しているボーナス支給について、前回まで当局はゼロ回答でしたが、本交渉で、仕組みや方法を検討していることを明言しました。組合は、実現への期待を伝えました。

2024 年 3 月 22 日

東北大学職員組合執行委員会